

金沢区制 80 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制定 令和 8 年 10 月 16 日

金沢区制 80 周年記念事業実行委員会事務局

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 10 年に金沢区が区制 80 周年を迎えることを機に制定した、「金沢区制 80 周年記念ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、金沢区制 80 周年を祝い、盛り上げ、金沢区全体の一体感を創出するために使用する。

(デザイン)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

2 ロゴマークのデザイン等の一部改変は認めない。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者は、原則として使用の 10 開庁日前までに「金沢区制 80 周年記念ロゴマーク使用届出書(第 1 号様式)」に必要な書類(使用する物品等の完成予想図等、届出者の概要(規約、会則、活動実績等)がわかるもの、その他参考となる資料)を添付して、金沢区制 80 周年記念事業実行委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が金沢区制 80 周年の広報を目的で使用する場合。
- (2) 横浜市が行う事業等で使用する場合。
- (3) 金沢区制 80 周年記念事業実行委員会が行う事業等で使用する場合。
- (4) 金沢区制 80 周年記念事業として後援・共催等で実施する行事等で使用する場合。
- (5) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
- (6) その他事務局が使用届出を必要としないと特に認める場合。

なお、事務局から要請があった場合は、ロゴマークを使用した物品等の完成後の写真や現物又はデータ等を提出すること。

2 事務局は、ロゴマーク使用の届出(以下「届出」という。)に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

(使用期間)

第 5 条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 10 年 12 月 31 日までとする。

(商品等への使用)

第6条 ロゴマークを商品等に使用する者は、事前に事務局に相談することとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて「金沢区制 80 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとする。

(使用の取消)

第8条 ロゴマークを使用する者が次の各号に該当する場合、事務局は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、使用者に生じた損害について、事務局は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽の届出をした場合。
- (2) 正当な理由がなく、届出と異なる内容で実施した場合。
- (3) 使用に関して、横浜市の事業、活動等に支障をきたすような行為、又は市民に誤解を与えたりするような行為をした場合。
- (4) ガイドラインを遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合。
- (5) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (6) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (7) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (8) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。
- (9) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (10) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (11) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (12) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (13) その他、事務局がロゴマークを使用させることが不適當と認めるもの。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用については、すべて無償とする。

(経費等の負担)

第10条 事務局は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

(損害賠償等の責任)

第11条 事務局は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を事務局に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 10 月 16 日より施行し、同日以後の届出に関するものから適用する。

金沢区制 80 周年記念ロゴマーク

※ロゴマークの使用については、必ずガイドラインを参照してください。



【カラー】



【モノクロ（単色）】

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

金沢区制 80 周年記念ロゴマーク使用届出書

年 月 日

金沢区制 80 周年記念事業実行委員会事務局

団体名
所在地
代表者名
（連絡責任者）
氏 名
住 所
電 話
E-mail

次のとおり、金沢区制 80 周年記念ロゴマークを使用したいので届出します。

使用目的	
使用形態	作成物：
	規格詳細：
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ※期間は「令和 10 年 12 月 31 日まで」を超えない範囲としてください。
使用場所 (配布先)	
作成数 (配布数)	
備考	

届出に必要な添付書類

- (1) 使用する物品等の完成予想図（※）等（※印刷物の場合、原稿案）
- (2) 届出者の概要（規約、会則、活動実績等）がわかるもの ※届出者が団体等の場合のみ
- (3) その他参考となる資料